

令和5年12月
国 税 庁

「租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第32号）」の概要

- 1 租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準について、第三者による信頼性付与に関する基準を改正する。
- 2 この告示は、令和5年12月26日から適用する。